

令和6年草加市議会12月定例会 提出予定議案及び報告の概要

議案数

補正予算	5件
条例	10件
契約	1件
財産の取得	2件
市道廃止・認定	2件
人事	1件
計	21件

報告数

専決処分	3件
計	3件

令和6年12月



第 8 8 号議案 令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 7 号）

補正
予算

補正前の歳入・歳出予算額 92,560,902千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 92,560,902千円

補正予算の主な内容

・債務負担行為の補正

分類	事 項（ 期 間 ）	限度額
追加(新規設定分)	学校給食推進事業(令和6年度～令和9年度)	127,043千円

第 8 9 号議案 令和 6 年度草加市一般会計補正予算（第 8 号）

補正前の歳入・歳出予算額 92,560,902千円

歳入・歳出補正予算額 996,729千円

補正後の歳入・歳出予算額 93,557,631千円

補正予算の主な内容

歳 入 ※丸番号については、歳入の特定財源及び歳出の充当先事業を表したもの。 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容
14 国庫支出金	317,703	①障害者介護給付費・訓練等給付費負担金 247,016
		②障害児介護給付費・訓練等給付費負担金 6,372
		③障害児入所給付費等負担金(こども政策課) 60,879
		④重点支援地方交付金(福祉政策課) 7,797
		⑤都市構造再編集集中支援事業補助金(公営住宅等維持管理事業) △ 4,361

※次ページに続きます。

15 県支出金	192,429	⑥障害者介護給付費・訓練等給付費負担金	123,508
		⑦障害児介護給付費・訓練等給付費負担金	3,186
		⑧障害児入所給付費等負担金(こども政策課)	30,440
		⑨ひとり親家庭等医療費支給事業補助金	9,623
		⑩こども医療費支給事業補助金	25,672
17 寄附金	609,775	・ふるさと納税基金寄附金	609,434
		⑪図書館費寄附金	341
18 繰入金	△ 45,178	・財政調整基金繰入金	△ 55,178
		⑫ふるさと納税基金繰入金	10,000

※次ページに続きます。

21 市債	△ 78,000	⑬公園整備事業債	△ 86,000
		⑭公営住宅等維持管理事業事業債	8,000
合 計	996,729		

歳 出 (千 円)

款	補 正 額	主 な 内 容	特定財源	
2 総務費	△ 1,272	・ふるさとにぎわい創造事業[みんなでまちづくり課]		△ 5,000
		・文化会館維持管理・芸術文化振興事業[文化観光課]		3,728

※次ページに続きます。

3 民生費	770,973	・自立支援給付事業[障がい福祉課]	①⑥	494,033
		・令和6年度住民税非課税世帯等給付金給付事業[福祉政策課]	④	7,797
		・こどもまんなかまちづくり推進事業[こども政策課]	⑫	10,000
		・障害児家庭支援事業[こども政策課]	②③ ⑦⑧	134,496
		・こども医療費・ひとり親家庭等医療費支給事業[こども政策課]	⑨⑩	119,417
		・ひとり親家庭等支援事業[こども政策課]		5,230
7 商工費	322,870	・企業支援・育成事業[産業振興課]		322,870

※次ページに続きます。

8 土木費	△ 97,470	・公園整備事業[みどり公園課]	⑬	△ 95,590
		・公営住宅等維持管理事業[住宅政策課]	⑤⑭	△ 1,880
10 教育費	1,628	・特別支援教育充実事業[教育支援室]		1,287
		・図書館情報サービス・管理運営事業[中央図書館]	⑪	341
合 計	996,729			

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業	繰越額
性質上の事由	令和6年度住民税非課税世帯等給付金給付事業	7,797千円
通常事業 (予算成立後の事由)	新田駅東口土地区画整理事業	120,000千円
	公営住宅等維持管理事業	25,000千円

・債務負担行為の補正

分類	事 項（期 間）	限度額
追加(新規設定分)	公有財産管理事業(本庁舎等総合管理業務委託)(令和6年度～令和7年度)	135,879千円
追加(新規設定分)	道路整備事業(令和6年度～令和7年度)	189,090千円
追加(新規設定分)	排水路整備事業(令和6年度～令和7年度)	38,280千円
追加(新規設定分)	都市計画マスタープラン推進事業(令和6年度～令和7年度)	10,000千円
追加(新規設定分)	教科書等整備事業(令和6年度～令和7年度)	42,843千円
追加(新規設定分)	自然教室推進事業(令和6年度～令和7年度)	51,133千円

第90号議案 令和6年度草加市駐車場事業特別会計補正予算（第1号）

補正前の歳入・歳出予算額 233,621千円

歳入・歳出補正予算額 0千円

補正後の歳入・歳出予算額 233,621千円

補正予算の主な内容

・繰越明許費の設定

分類	繰越事業	繰越額
通常事業 (予算成立後の事由)	アコス地下駐車場事業	82,673千円

・債務負担行為の補正

分類	事項（期間）	限度額
追加(新規設定分)	アコス地下駐車場事業(令和5年度追加設定分)	6,200千円

第91号議案 令和6年度草加市水道事業会計補正予算（第1号）

補正
予算

・債務負担行為の補正

分類	事 項（期 間）	限度額
追加（新規設定分）	施設改良事業（令和6年度～令和7年度）	259,996千円

第92号議案 令和6年度草加市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

補正
予算

・債務負担行為の補正

分類	事 項（期 間）	限度額
追加（新規設定分）	建設改良事業公共下水道事業（雨水）（令和6年度～令和7年度）	150,560千円

第93号議案 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

刑法の一部改正に伴い、次の条例の条文の所要の整備を行うものです。

- (1) 草加市議会個人情報保護条例
- (2) 草加市個人情報保護法施行条例
- (3) 市長等の給与等に関する条例
- (4) 職員の給与に関する条例
- (5) 草加市公害を防止し市民の環境を確保する条例
- (6) 草加市土砂等の堆積の規制に関する条例
- (7) 草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例

👉 所要の
整備のみ

刑法の一部改正により、懲役刑及び禁錮刑が拘禁刑に統合されることに伴い、条文の所要の整備を行います。

【施行期日】

令和7年6月1日から施行します。（経過措置あり）

【総務部庶務課】

第94号議案 草加市こども基金条例の制定について

(1) 基金の設置目的

こどもが主体となって取り組むまちづくり活動の推進その他こどもの未来を育む事業に要する資金を積み立てるため、基金を設置します。

(2) 基金の積立て

原則として、上記の目的に応じた寄附金（主にふるさと納税寄附金を想定）を積み立てるものとします。

(3) 基金の処分

基金は、上記目的を達成するための事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができるものとします。

(4) 基金の管理等

上記に定めるもののほか、基金の管理、運用益の処理等について定めるものとします。

【施行期日】

公布の日とします。

【こども未来部こども政策課】

第95号議案 草加市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定 について

草加市スポーツ健康都市記念体育館に空調設備を新設したことに伴い、同体育館の施設使用料を次のとおり改定するものです。

区分		改正前	改正後
第1競技場 (メインアリーナ)	全面	6,180円	9,550円
	バドミントンコート1面	410円	630円
	バレーボールコート1面	1,540円	2,380円
	バスケットボールコート1面	2,060円	3,180円
	ハンドボールコート1面	3,090円	4,770円
	その他（床面積の1/4）	1,540円	2,380円
第2競技場 (サブアリーナ)	全面	1,230円	1,900円
	バドミントンコート1面	410円	630円
卓球場	全面	2,060円	3,180円
	卓球コート1面	300円	460円
柔道場	全面	1,540円	2,380円
剣道場	全面	1,540円	2,380円

※次ページに続きます。

- ※児童・生徒（小学生、中学生及び高校生）が使用する場合の使用料は、上記改定後の額の半額となります。
- ※アマチュアの体育、スポーツ又はレクリエーション以外に使用する場合の使用料は、上記改定後の額の2倍の金額となります。
- ※今般の改正は、空調設備に係る電気代相当額を使用料として徴するものです。

【施行期日】 令和7年4月1日から施行します。（経過措置・準備行為あり）

【自治文化部スポーツ振興課】

第96号議案 （仮称）草加市こどもの権利に関する条例検討委員会設置条例の制定について

条例

（仮称）草加市こどもの権利に関する条例に関し必要な事項を調査審議するため、（仮称）草加市こどもの権利に関する条例検討委員会を設置するものです。

(1) 検討委員会の所掌事項

検討委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとします。

- ア 検討委員会は、市長の諮問に応じ、（仮称）草加市こどもの権利に関する条例の内容その他市長が必要と認める事項について調査審議すること。
- イ こどもの意見を踏まえ、（仮称）草加市こどもの権利に関する条例の素案を作成すること。

※次ページに続きます。

(2) 検討委員会の組織

検討委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱するものとします。

こどもの権利に関する学識経験者	人権擁護に関する見識を有する者
児童福祉に関する事業に従事する者	学校教育に従事する者
地域市民団体等の代表者	保護者
公募市民	—

(3) 部会の設置

検討委員会には、こどもの権利に関する特定の事項について調査審議するため、部会を置くことができるものとします。なお、部会の委員等は、委員長が指名するものとします。

(4) 検討委員会の会議等

上記に掲げるもののほか、検討委員会の会議等に関する事項を定めます。

【施行期日】

公布の日とします。

【こども未来部こども政策課】

第97号議案 草加市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

国民健康保険税の負担の公平化及び適正化を図るため、後期高齢者支援金等課税額の限度額の改定を行うとともに、国民健康保険事業の安定した運営に資するため、国民健康保険税の所得割額及び均等割額の改定を行うものです。

(1) 後期高齢者支援金等課税額の上限（賦課限度額）の改定

保険税の区分	改正前限度額	改正後限度額
医療給付費分 (0歳～74歳)	650,000円	650,000円
後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)	<u>220,000円</u>	<u>240,000円</u>
介護納付金分 (40歳～64歳)	170,000円	170,000円
合 計	<u>1,040,000円</u>	<u>1,060,000円</u>

(2) 所得割額の改定

保険税の区分	改正前所得割額 (乗じる率)	改正後所得割額 (乗じる率)
医療給付費分	<u>100分の7.3</u>	<u>100分の7.87</u>
後期高齢者支援金分	<u>100分の2.3</u>	<u>100分の2.63</u>
介護納付金分	<u>100分の1.8</u>	<u>100分の2.23</u>
合 計	<u>100分の11.4</u>	<u>100分の12.73</u>

(3) 均等割額の改定

保険税の区分	改正前均等割額	改正後均等割額
医療給付費分	<u>27,000円</u>	<u>37,000円</u>
後期高齢者支援金分	<u>7,800円</u>	<u>11,600円</u>
介護納付金分	<u>9,800円</u>	<u>13,500円</u>
合 計	<u>44,600円</u>	<u>62,100円</u>



(4) 法定軽減措置の減額する額の改定

被保険者均等割額の改定に伴い、低所得世帯及び未就学児に係る国民健康保険税の法定軽減措置において減額する額を見直します。

【施行期日等】

令和7年4月1日から施行し、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用するものとします。

【健康推進部保険年金課】

第98号議案 草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例 及び草加市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定 介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける人員の配置基準等を見直すとともに、条例の所要の整備を行うものです。

(1) 草加市地域包括支援センターの人員等に関する基準を定める条例の一部改正

地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者数がおおむね3,000人から6,000人未満ごとに配置する3職種（保健師等、社会福祉士等、主任介護支援専門員等）の配置を次のとおり見直します。

① 専従・常勤職員配置の緩和

現行	専従・常勤の職員としてそれぞれ1人配置する。
改正案	引き続き現行の基準を原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合には、 <u>常勤換算方法（※）</u> により配置基準を満たすものとします。

- ① 常勤の職員が勤務すべき時間数：40時間/週（8時間×5日）
 - ② Aさんの勤務延べ時間数：20時間/週
 - ③ Bさんの勤務延べ時間数：20時間/週
- 運営協議会が必要と認めた場合は、常勤換算で0.5人（20時間÷40時間）のAさんとBさんを配置することで、専門職1名の配置基準を満たすことが可能。

② 複数圏域における専従・常勤職員配置の柔軟化

現行	圏域ごとに第一号被保険者数に応じた3職種の配置が必要。
改正案	引き続き現行の基準を原則とした上で、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合には、 <u>複数圏域の高齢者数を合算し、地域の実情に応じた3職種の配置が可能。</u>



〔 圏域ごとの高齢者数に応じて3職種を均等に配置しており、人材確保が困難な状況が継続する場合等、センターの効果的な運営に支障を来す 〕



(2) 指定介護予防支援等の基準条例の一部改正

☞ 所要の
整備のみ

介護保険法施行規則を引用する条文の所要の整備を行います。

【施行期日】

公布の日とします。

【健康推進部地域介護課】

第99号議案 草加市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

廃棄物の減量化及び循環型社会の形成を推進するため、粗大ごみの処理に係る手数料を改定するとともに、受益者負担の適正化を図るため、粗大ごみの戸別収集を行う場合の手数料を新設するものです。

取扱区分	改正前	改正後
処理に係る手数料	10kgにつき120円を基準として大きさ、形状等を勘案して市長が品目ごとに規則で定める額	<u>1辺150cm未満のもの 1点につき200円</u>
		<u>1辺150cm以上のもの※1 1点につき600円</u>
		<u>処理困難粗大ごみ※2 1点につき 2,000円</u>
		<u>上記区分によることが困難な粗大ごみであって、規則で定めるもの 10kgにつき200円を基準として規則で定める額</u>
戸別収集を行う場合	(新設)	<u>上記の額に、運搬1回につき1,000円を加算した額</u>

※1 1辺150cm以上の粗大ごみのうち、規則で定めるものについては200円とします。

※2 処理に特別な作業を伴う廃棄物として規則で定めるもの（スプリング入りマットレスなど）をいいます。

【施行期日】

令和7年4月1日から施行します。（経過措置あり）

【市民生活部廃棄物資源課】

第100号議案 草加市いきいき消費生活条例の一部を改正する条例の制定について

情報化の進展、大型店舗の普及など社会経済状況の変化により、商品等の品質、価格等に関する調査等の必要性が減少していることに鑑み、消費生活モニターを廃止するものです。

改正前	改正後
商品等の品質、量目、包装、価格、サービスの内容等について調査し、並びに消費生活に関する情報及び意見を収集するため、消費生活モニターを置く	(廃止)

(参考) 消費生活モニターの概要

- ① 要件：20歳以上の市民で、かつ、消費者問題に関心のある者
- ② 定数：30名以内（現在のモニターは27名）

【今後の対応】

消費者被害防止に重点を置いた活動への転換、消費生活に関する知識の普及、情報提供等を行い、引き続き消費生活行政を推進します。

【施行期日】

令和7年4月1日から施行します。

【市民生活部くらし安全課】

第101号議案 草加市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランにおける常駐・専任規制の見直しの趣旨に鑑み、指定排水設備工事店の責任技術者の配置基準を見直すとともに、下水道法施行令の一部改正に伴う条文の所要の整備を行うものです。

(1) 指定排水設備工事店の責任技術者の配置基準の見直し

指定排水設備工事店の責任技術者の配置基準を次のとおり見直します。

改正前	改正後
指定排水設備工事店は、営業所ごとに（中略）責任技術者を <u>専属</u> させなければならない。	指定排水設備工事店は、営業所ごとに（中略）責任技術者を <u>選任</u> しなければならない。 <u>ただし、埼玉県内における他の営業所について兼任することを妨げない。</u>

(2) 指定排水設備工事店の指定申請等に係る添付書類の見直し

責任技術者が県内で兼任することが可能となること等に伴い、指定排水設備工事店の指定申請及び責任技術者の登録申請に係る添付書類の見直しを行います。

(3) その他条文の所要の整備

下水道法施行令の一部改正等に伴い、条文の所要の整備を行います。

【施行期日】

令和7年4月1日から施行します。

【上下水道部下水道課】

第102号議案 草加市水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水道法施行令等の一部改正に鑑み、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の見直しを行うものです。

(1) 布設工事監督者の資格要件の見直し

次のとおり、布設工事監督者の資格要件を見直します。

① 実務経験年数に他分野の実務経験を加算

現行	必要な実務経験年数は、 <u>全て水道に関する実務経験が必要</u>
改正後	必要な実務経験年数の半分は水道に関する実務経験を必要とし、残りの実務経験年数には、 <u>工業用水道、下水道、道路及び河川分野における設計・積算及び現場監督等の実務経験についても算入可能</u>

② 学歴・学科要件における「土木工学科」以外の課程の追加

現行	学歴・学科要件は、 <u>土木工学科のみが対象</u>
改正後	学歴・学科要件は、 <u>土木工学科に加え、機械工学科、電気工学科又はこれに相当する課程が対象</u> （実務経験年数は、土木工学科よりも1年長く必要）

③ 1級土木施工管理技士の追加

現行	—
改正後	布設工事は土木工事の形態をとる場合が多いことから、 <u>1級土木施工管理技士を布設工事監督者の資格要件に追加</u> （一定の実務経験が必要）

※次ページに続きます。

(2) 水道技術管理者の資格要件の見直し

次のとおり、水道技術管理者の資格要件を見直します。

① 布設工事監督者の資格要件の見直しに伴う条文の所要の整備（実質的な変更なし）

現行	布設工事監督者に必要な資格を有する者
改正後	土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、学校の種類によって定めた実務経験年数を有する者（布設工事監督者の資格要件に新たに加わった機械工学科・電気工学科又はこれに相当する課程を水道技術管理者の資格要件には追加しないための条文の所要の整備を行うもの）

② 1級土木施工管理技士の追加

現行	－
改正後	布設工事は土木工事の形態をとる場合が多いことから、 <u>1級土木施工管理技士</u> を布設工事監督者の資格要件に追加（一定の実務経験が必要）

【施行期日】

令和7年4月1日（一部の改正規定は公布の日）から施行します。

【上下水道部水道総務課】

第103号議案 新田駅東口地区調整池築造工事請負契約の変更契約の締結について

新田駅東口地区調整池築造工事について、仮設工の一部、地中埋設物の処分量、地盤改良工事の改良本数等に変更が生じたことにより、工事費に増額が生じるため、請負契約の変更契約を締結しようとするものです。

【原契約の金額】 254,142,900円

【変更契約の金額】 268,840,000円

【変更による増額】 14,697,100円

【契約の相手方】 新日本・王保保特定建設工事共同企業体

代表構成員 埼玉県草加市氷川町2179番地12

新日本建設工業株式会社

代表取締役 保 正 昭

構 成 員 埼玉県草加市神明一丁目4番42号

王保保建設工業株式会社

代表取締役 河 野 博 子

【総務部契約課・都市整備部新田駅周辺土地区画整理事務所】

第104号議案 財産の取得について

令和2年度に小学校教師用指導書等を取得したことについて、議会の議決を求めるものです。

- 【取得財産】 小学校教師用指導書等
- 【取得価格】 73,548,759円
- 【契約の相手方】 埼玉県草加市住吉一丁目11番65号
有限会社大坂屋書店
代表取締役 武内 徹

【総務部契約課・教育総務部指導課】

第105号議案 財産の取得について

令和6年度に小学校教師用指導書及び小学校指導者用デジタル教科書を取得したことについて、議会の議決を求めるものです。

- 1
 - 【取得財産】 小学校教師用指導書
 - 【取得価格】 68,818,750円
 - 【契約の相手方】 埼玉県草加市住吉一丁目11番65号
有限会社大坂屋書店
代表取締役 武内 徹
- 2
 - 【取得財産】 小学校指導者用デジタル教科書
 - 【取得価格】 33,541,200円
 - 【契約の相手方】 埼玉県草加市住吉一丁目11番65号
有限会社大坂屋書店
代表取締役 武内 徹

【総務部契約課・教育総務部指導課】

第106号議案 市道路線の廃止について

次の理由により、市道を廃止するものです。（合計10路線）

- (1) 道路改良工事を行い路線を統合するため 市道11472号線
- (2) 一般交通の用に供する必要がなくなったため 市道40125号線
- (3) 路線延長のため 市道11156号線ほか7路線

【建設部建設管理課】

第107号議案 市道路線の認定について

次の理由により、市道を認定するものです。（合計33路線）

- (1) 路線延長のため 市道11156号線ほか7路線
- (2) 寄附を受けたため 市道9017号線ほか24路線

【建設部建設管理課】

第108号議案 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

令和7年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員の後任の委員に係る議案を提出するものです。

1

竹村圭司氏

継続

【総務部職員課】

第30号報告 専決処分の報告について（賦課決定の瑕疵による損害賠償）

【事故の概要】

令和6年度固定資産税・都市計画税の賦課徴収について、相続人に課税すべきところを誤って被相続人に課税し、当該被相続人が口座振替を登録していた預金口座から徴収したところ、残高不足のため自動融資が実行され、相続人に貸付金、貸付金利及びこれらの支払に要する経費を発生させた。

【損害賠償の額】

14,185円（過失割合：市10割・相手方0割）

【専決処分日】

令和6年9月10日

第31号報告 専決処分の報告について（市道の管理瑕疵による損害賠償）

【事故の概要】

令和5年12月19日午後3時30分頃、草加市氷川町2157番地6地先において、相手方が市道30962号線上を歩行中、道路側溝に設置されていた浮き上がった状態のセーフティキャップにつまずいて転倒し、負傷した。

【損害賠償の額】

32,844円（人身損害賠償 道路賠償責任保険により全額補填 過失割合：市2割・相手方8割）

【専決処分日】

令和6年9月20日

第32号報告 専決処分の報告について（市の管理瑕疵による損害賠償）

【事故の概要】

令和6年7月12日午後5時30分頃、草加市立瀬崎中学校において、同校陸上部が校庭で円盤投げの練習をしていたところ、円盤が柵及び植木を挟んで駐車していた自動車に衝突し、車両を損傷した。

【損害賠償の額】

52,800円（物件損害賠償 全国市長会学校災害賠償補償保険により全額補填 過失割合：市10割・相手方0割）

【専決処分日】

令和6年10月3日